

## 平成31年度 住宅確保要配慮者等への居住支援事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するための取り組み等を実施する。

### 2. 支援業務

#### （1）家賃債務保証業について

家賃債務保証業務を行うことが困難なため、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と構築連携体制を活用する。

#### （2）入居の促進に関する情報提供、相談その他援助について

生活福祉に関する相談窓口を設置し、入居に関する情報提供だけでなく要配慮者からのあらゆる相談に対応する。

住宅セーフティネットの構築を図ることを目的とし、吹田市、吹田市社会福祉協議会と行っている協議を進展させ、主体的に居住支援協議会を構築し、要配慮者が安心して住まいを確保できるよう支援を行います。

要配慮者の課題を踏まえ必要な物件や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

#### （3）賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助について

上記の相談窓口での対応に加えて、必要に応じて要配慮者の見守りや生活上の支援を行う。

要配慮者のアセスメントを行い、安定した生活が送れるよう必要な関係機関との連携強化を行い支援へと繋げる。また、要配慮者は社会的に孤立している可能性が高いため、特に緊急時の連絡体制の確保を行い、定期的な見守りを行う。

#### （4）附帯する業務について

業務を進める中で、実際に行う支援業務のほか、必要が生じた場合には他の業務を実施する。

### 2. 本年度の重点事項

当法人が取り組む居住支援事業の認知度等一層の向上を図るため、折衝力の強化及び多様な課題の克服。

居住支援法人はいかなる事業を行うのか、多様な要配慮者のニーズをどのように把握し居住支援法人の活動に繋げていくのか等々多様な課題がある。

地元吹田市・吹田市社会福祉協議会・吹田市地域包括支援センター等との連携強化及び豊中市居住支援協議会と相互に情報等共有し、課題を学びあい、協働して活動していくことが重要と思える。

（1）居住支援の現状と課題の共有、理念、活動の明確化を図る。

（2）居住支援協議会と居住支援法人の関係のあり方等にコミットし、多様な要配慮者のニーズを把握し活動に繋げていく。

（3）オーナー側と入居者の間に、居住支援法人が入ることにより、オーナー側に安心感を与える。

（4）新たな住宅セーフティネット制度の施行状況において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度をサポートする。

（5）物件を活かした「社会貢献」と「資産運用」をペアにしたアドバイスを行う。

#### 4. 相談体制

相談支援員：2名

受付時間：土日祝を除く10:00～17:00

相談事務所：住所：大阪府吹田市山田北15-5ロイヤルツカワキ301

電話：06-6878-8111

以上